

平成 27 年 5 月 28 日

各位

会社名	株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代表者名	代表取締役社長 知識 賢治 (コード番号：4331 東証一部)
本店所在地	東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 12 号
問合せ先	取締役 谷田 昌広 TEL：03-6833-1172

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 17 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業展開に対応するため、第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
(変更案第 2 条)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 28 条及び第 36 条の一部を変更するものであります。
なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第 28 条及び第 36 条)

2. 変更の内容

別紙の通りであります。

3. 実施時期

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以上

＜定款変更の内容＞

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略) (目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～22. (条文省略) (新設) <u>23. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第 3 条～第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 27 条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条～第 35 条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～22. (現行どおり) <u>23. 不動産の賃貸業</u> <u>24. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第 3 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 27 条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条～第 35 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上